

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第四編 賃金政策

第二章 公共企業体の給与対策

国鉄、専売、電々など公共企業体労組は、五三年三月から四月にかけて賃金要求を行い、これにたいして公共企業体中央調停委員会は五月から七月にかけて調停案を提示し、労使双方に受諾を勧告していたがいずれも解決しなかったため、委員会は公労法第三四条の規定にもとづいて仲裁請求を行った。

その結果仲裁委員会では九月二九日にアルコール、印刷、一〇月一〇日には専売、一三日には国鉄と電々にそれぞれ仲裁々定を提示した。これに示された基準賃金額はすべて中央調停委の調停案と同額であり、実施期日は調停案が四月以降にたいし八月以降となっている。国鉄の裁定及び理由はつぎの通りである。

(裁定)

当事者

東京都千代田区丸ノ内一ノ一

日本国有鉄道

右代表者

総裁 長崎惣之助

東京都千代田区丸ノ内一ノ一

日本国有鉄道内

日本国有鉄道職員

右代表者

職員側交渉

委員会代表 土門幸一

両当事者間における「昭和二八年四月以降における賃金改訂に関する紛争」につき本委員会は左のとおり裁定する。

〔記〕

一、基準賃金(本俸、扶養手当、勤務地手当)は、八月以降月額平均一万五三七〇円に改訂する。

二、最低保障額は、理由に示す趣旨に従い両当事者の団体交渉によって決めるものとして、その妥結の上実施する。

三、本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によって決める。

昭和二八年一〇月一三日

公共企業体等仲裁委員会

委員長 今井一男

委員 今泉秀夫

委員 岡井弥三郎

(理由)

一、職員側要求の基本は、国鉄における労働生産性は既に戦前の水準をこえているから、その実質賃金もまた戦前の水準を回復して然るべしとし、現行賃金をおよそ四〇%引上げるというにある。しかしながら事業の性質上、労働生産性の計算方法が容易でないため、これに関する両者の討論は可成り錯綜した。

職員側は、事業活動を生産部門と販売部門に分ち、それぞれの指数を従業員の比によって総合し、その指数を職員指数で除する方法を採った。そして生産指数としては、換算車輻キロまたは容量車輻キロを用い、車種は千列車キロ当りの配置人員で等質化し、販売指数としては、人キロと屯キロを用い、これを輸送原価の比によって総合した。その結果、本年度の事業計画による労働生産性は、昭和一一年度を一〇〇として、一〇五乃至一〇九となるというのである。

これに対し当局側は、たとえ職員側の算出方式をとっても、駅関係職員全部を販売指数の比重に充てることは過大であるとして、そのうちから運転関係職員を除き、これを三五%から二〇%に引下げその結果職員側の数字は、九九乃至一〇二となるべきであると主張する。更に混雑による質的低下を調整するため、乗車効率によって人キロを修正すれば、昭和二六年度において九一・四となるにとどまり、(これを本年度に引き直せばおよそ九三乃至九六程度と推算される)また職員数を損益勘定における職員(船舶並びに自動車職員を除く)に限定しても、同年度において九九・七であると補足し、これらを総合しておおむね戦前対比九六乃至一〇〇とみるのが妥当と結論する。

二、労働生産性の推移に関心を払うべきは本来経営者である。国鉄においては、古くから個別指標による労働生産性指数は発表されていたが、これを総合したものはなかった。すなわち列車キロ当りならば、昭和九一一一年度平均に対し、昭和二七年度においては六七、換算車輻キロ当りならば同九〇、人屯キロ当りならば同一五九という公式の数字は存するにかかわらず、これは総合されず、もし一つの指標で代表させる場合には、諸外国の例にならぬ、換算車輻キロが多く用いられた。もちろん、ノルマルな事情のもとでは、それで別に支障はないのであろう。しかし戦後のわが国のように、人キロは戦前の三倍以上、屯キロは同二倍半となったのに対し、換算車輻キロでは七割余しかふえていない異例の場合には、人屯キロを無視すれば、労働者の負担の増加を正當に反映できないことは明瞭であって、何らかの手段によって換算車輻キロに人屯キロを加味して修正の必要があることについては、議論の余地はないものとする。そしてその試みが、今回の賃金要求を契機として職員側から提起されたことは評価されて然るべきであらう。

しかしながら、職員側も認めているように、鉄道事業における労働生産性は、製造工業の場合などちがって、これを一本の指数であらわすことは極めて困難である。職員側の試案では人屯キロ関係として駅関係職員全部を充てているが、それでは運転関係も加わることになるし、列車混雑によるサービスの質的低下も、何らかの形で調整を要する。しかし後者を単に乗車効率一本で修正してしまつては、出・改札等の職員の労働量の加重が無視されることとならう。また定期と定期外、貨物における車扱と小口扱の手数の差、旅客及び貨物の平均輸送距離の変化も考慮に入れなければなるまい。そして職員数は、損益勘定に限定すべきではなく、鉄道に関係ある以上中間勘定等も加えるべきであり、更に自動車、船舶の関係も、最終的には総合すべきであらう。

本委員会は、もともとかかる専門的な問題に対し、的確な判断を下すべき立場にあるものではなく、これが究明は、主として当局の今後の努力に待つほかはないが、以上の諸点に鑑みまた電化区間の増大、勾配、曲線の緩和、重軌条への交換、客車の鋼体化、荷役の機械化等他の部門に比べれば少いにもせよ、なお資本投下による労働生産性への寄与も認められるので、労働生産性の回復のうち労働者の負担乃至能率に

帰すべき部分として達観すれば、戦前の水準に対してはなお若干の距離ありと判断される。

三、著しく事情を異にする戦前との比較に関する立証は、元来困難なものを含んではいるが、労働生産性の回復を根拠とし、それと対応する実質賃金の要求は、労働者の負担に属すべき部分だけを対象とする限りにおいて、十分な理由がある。

当局側は、運賃が政策的に決められる以上、労働生産性の向上は、必ずしも賃金支払能力の増加を来さないから、せいぜい部分的な根拠としかかなり得ないと主張したが、これは理論的には逆であろう。少くとも、本来ならば支払われて然るべきものが別の条件によって支払い得なくなるという態度でなくては労働者の納得を得ることは不可能ではあるまいか。

職員側の算出方式は、昭和一一年度における判任官以下の本俸五六円に、現在の職務加算給に相当するものとして二円を加え、これを消費者物価指数(ラスパイレス)によって引きのばし、これに税金を加えているのではあるが、労働生産性による実質賃金の戦前復帰の主張は労務費全般と関連させて考慮すべきものであり、しかも体系に著しい変化があった以上、基準賃金から引直すのは適当ではなく、一人当りの賃金総額で対照すべきであり、また所得税等の負担を企業に転嫁することも、理論的に成り立ち難い。昭和一一年度における判任官以下の一人当り給与総額は、月額六八円と推定されるから、もしラスパイレス方式により戦前対比一〇〇の実質賃金を求めるとすれば、その基準内賃金はおよそ一万六五〇〇円程度となるであろう。

なお職員側は、単位時間当り労働生産性として、一二四一一二八の数字をあげているが、これはこの際としては場ちがいの主張であり、また勤続年数、平均年齢、男女別、学歴別等の戦前との変化も単に潜在的労働生産性の資料であるに過ぎない。当局側は、先に調停案に対し、「基準賃金の額はおおむね了承」の旨回答したのであるが、その理由とするところは、各業務の特殊性を加味した上、一般賃金の動向及び生計費の変動を勘案して決定され、他の公社、現業官庁とも権衡を得ているというにある。(以下略)

電々の裁定の理由は次の通り。

(理由)

一、組合側は、戦前の実質賃金回復を目標にして、現行賃金を約三五%上まわる一万八五三二円の平均基準賃金を要求している。その根拠は、当初はわが国生産水準の一般的回復にあったが、仲裁段階に至り、その属する電信電話事業における労働生産性の推移に徴し、そのうち労働者側の能率乃至負担に帰すべき部分のみを対象としても、なお戦前水準を抜いていることは明らかであるから、戦前の実質賃金を要求する理由ありと、もっぱら主張するに至った。

設備機械の改良等資本支出に還元さるべき部分を除き、労働生産性の向上のうち労働者が直接生産に寄与した成果を、賃金として分配すべしとする要求は、確かに筋がとおっているが、その線を労使の間でどう引くかは、実際問題としてむずかしい場合が少なくなく、殊にそれを戦前と比較しようとするれば、時間的距離が大きいだけに、その間の事情変更をどう織りこむかは一層複雑となる。加うるに電信電話事業は、近年まで通信

省のもとに郵政事業と一括運営されて来た関係から、その戦前の賃金額を抽出して的確に把握することが至難という特別の事情も存在する。

二、組合は、市内電話通話数、市外電話通話数、電話加入数、電話機数、市外電話回線料程、電報取扱通数、電信回線数の七指標により戦前に対する本年度の労働生産性を一五三と試算し、また運用人員のみの労働生産性についてみれば、電話は二〇〇、電信は一二四と試算しているが、生産量の戦前基準を昭和九一一年度の三カ年平均におきながら、人員は昭和一一年度を基準としているため、若干過大の数字となっており、指標のとり方及びそのウエイトにも問題があり、人員の範囲についても戦前戦後の調整に不十分な点もあるので、これらを勘案すればその数字は相当低下するはずである。

これに対する公社側の推算は、電話通話数と電報通数のみを指標とし、これを基準年度の人員比重によって総合させ、昭和一一年度の実績と本年度の事業計画とを対比して一二一・六となるとしている(委託局関係を除き、公社直営の分だけにつき達観すれば、その労働生産性はおよそ一五〇となる見込である)そしてその間における機械化、サービスの質的低下等を考慮するも、労働者の負担乃至能率に帰すべき部分が一〇〇をこえるものと認めた。

両者の主張を比較するに、労働生産性の性質や資料の取扱方からいって、公社側の数字の方が事実に近いと認められる。

三、戦前賃金を引直すに当り、組合側は当時の男子職員の本俸、年功加俸、勤勉手当の合計を基準賃金とみなし、その額を五二円四九銭と推定し、これに消費者物価指数(ラスパイレス)を乗じ、所定勤務時間の差だけ修正加算し、さらに相当する税金を加えて、要求額を算出している。

これに対し会社側は戦前復帰論には必ずしも賛成しなかったが、組合側の算出方式によるとして、当時の全職員の本俸のみをとってその額を四四円七四銭と推定し、これに消費者物価指数(フィッシャー)を乗じ勤続年数の相違に対する修正を加えて一万三五七七円とし、もし当時の男子職員のみの本俸をとるとしても、その額は五〇円七一銭と推算されるから、同様算式により一万五二四九円とした。また角度を変え労働生産性の向上の全部を還元するとしても、右算式中勤続年数修正の代りに労働生産性指数をあてはめて、全職員の場合に一万五二三三円、男子職員の場合に一万七二六六円になる程度であると反駁した。

元来労働生産性の向上を根拠とする実質賃金戦前回復の主張は、特殊な条件の変更のない限り、戦前と実質的に同様な労務費を負担すべきであるし、且つ負担できるという考え方に基くものであるから、その間の比較は、一人当りの賃金総額で行うのが筋であり、基準賃金や本俸に限るべきでない。組合側は戦前における女子の賃金が不当に低かったとして、男子職員のみを基礎としているが、これはこの際としては理論でないし、勤務時間の差異の調整も税金加算の主張も不合理である。勤続年数の調整も同断といえる。消費者物価指数をラスパイレスによるかフィッシャーによるかは最も議論の存するところであるが収入が圧迫されているために上昇度の低い物を割に多く消費させられている実情、すべての基準を戦前において比較する考え方等から、ここでは前者をとるほうが無難であろう。

なお戦前賃金の資料としては、昭和一一年一〇月一〇日現在にかかる通信省勤務統計実施報告書による月収調査が唯一のものであり、数字に若干の食い違いを示しているのであるが、公社側の推算方法のほうがより理論的であり、また男子職員のみ平均総月収の場合に、公社側の数字のほうが多少高いのであるから、全職員につき公社側の数字(五六円三四銭)が採用されても、組合側として異存はあるまい。また推算方法の関係から右金額は多少低目であるという公社側の補足説明は、理由ありと認められる。

右によって調整を加えれば、いずれにしても組合の要求額は相当大幅に切下げられることは明らかであろう。
(以下略)

国鉄の仲裁案における賃金額が、一万五三七〇円ときめられたのは、前年の裁定における金額にその後一年間の全産業の傾向値による上昇率を乗じたものを目やすにしたものであり、それはほぼ調停案の金額に一致したのである。電々においても調停案の額がおおむね妥当であると主張した公社側の主張が認められた形になっておりその根拠は、一、昨年の調停案の額及び改訂時期が基礎とされていること、二、民間賃金は最近一年間に一五一一六%程度上昇していること、三、本年度の労働生産性は、対前年一〇・三%の向上見込みであること、四、戦前復帰方式をとれば、一万三五七七円、一万五二四九円、一万五二三三円、一万七二六六円の四つの数字を得ること、これらを根拠として総合勘案した結果であるとされている。このように裁定は公社側の主張をまるのみしたものであるから、それはいちじるしく階級的性格をもっているといつてよい。そして裁定金額算出の根本趣旨としては、人事院の給与勧告と同様に民間賃金の上昇に見合うものにしたにすぎないのである。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
